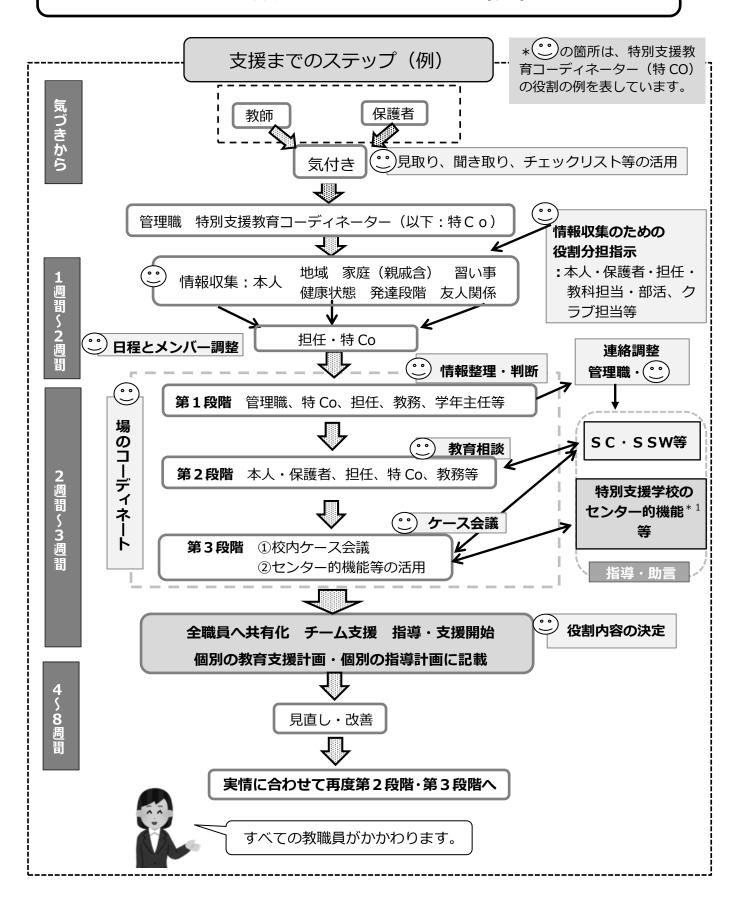
## ☆ 支援までのステップ (例)



<sup>\*1</sup> センター的機能については、『第1章2(4)「特別支援学校とは」』(28p)をご覧ください。

参考:全国特別支援教育推進連盟編著『幼稚園・小中高等学校における特別支援教育の進め方②校内支援体制を築くために。ジアース教育新社(2016) - 81 -

## 【特別支援学校のセンター的機能等の活用をするまでにしておきたいこと】

指導・支援を開始するまで全ての手順を通る必要はありません。最初の情報収集・情報整理・判断によっては、第1段階の話し合いで方針が決まったり、第2段階の教育相談で方針が決まったりして、全職員へ共有化を図り、指導・支援を開始することもあります。

ただし、特別支援学校のセンター的機能等を活用する時は、学校として十分に情報を集め、教育相談等(第1段階、第2段階)を実施することが大切です。気づきから、すぐにセンター的機能等を活用した場合や十分に話し合いが機能しない場合があったり、対象児童生徒の担任だけが悩み、校内で支援体制を構築することが難しい場合があったりします。まず、第1段階、第2段階、第3段階(①校内ケース会議)で、校内の先生方、本人や保護者と十分に話し合うことで、解決することもあります。



それでも、難しい場合は、センター的機能等を活用することで、 これまでの校内での取り組みから、さらに発展した指導や助言を得 ることができます。

## 【第2段階・第3段階において注意すべき点:教育相談・ケース会議】

校内で、対象となる児童生徒とかかわっている人たちでチームを組んで話し合っていくことが大切です。そうすることで、本人の気になる行動について、その背景や本人の思いを話し合い、指導や支援策を考えていくことができます。

また、何よりも本人や保護者と十分に対話をしながら、内容を決定していくことが大切です。しっかりと対話をしていくことで、学校も本人・保護者も納得した内容を個別の教育支援計画等に明記することができ、効果的な支援を引き継ぐことができます。



多忙な中での会議です。 5W1Hを明確にした実行力のある会議にしていきましょう! ~誰が、何を、いつまで、どこで、どのように~

児童生徒の困難さに気づいたら、早期的対応が必要です。その場合、実行日を明確に 区切り、管理職と連携をとりながら、学校の予定に入れたり、関係者との調整をしたり、 動ける体制を作っておくことが大切です。